

# 事業者の皆様へ

クリーンセンターからのお願い

事業系ごみの正しい処理をお願いします。

## 事業者の責務

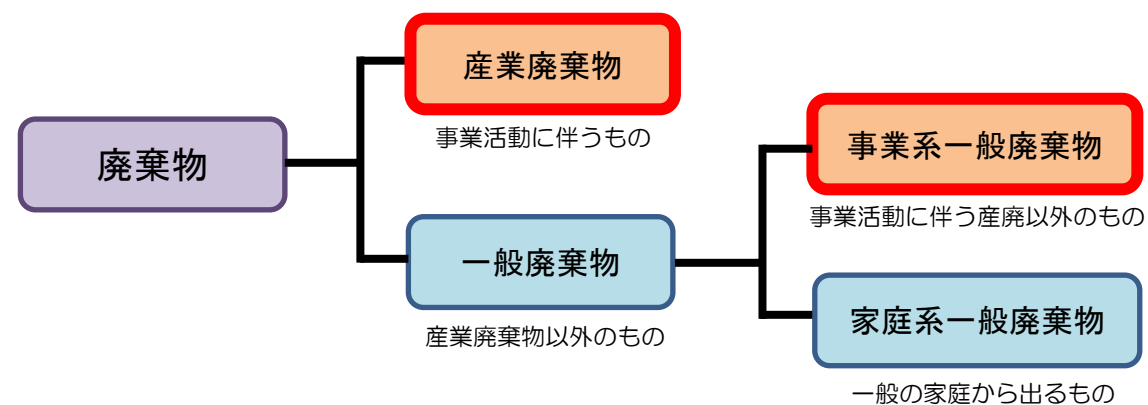
循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」）、特定家庭用機器再商品化法、食品リサイクル法など、ごみの削減・リサイクルを推進するための法整備が進み、事業者の責務が明確に定められています。

廃棄物処理法及び大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例では、次のとおり事業活動に伴って生じる廃棄物（ごみ）について、事業者の処理責任を規定しています。

## 法律や条例で定められた事業者の責務

- ◆ 廃棄物を自らの責任において適正に処理すること
- ◆ 廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めること
- ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力すること

廃棄物（ごみ）は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。また、一般廃棄物は更に事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物に分類されます。つまり事業系ごみには、産業廃棄物と事業系一般廃棄物があります。産業廃棄物は、法律で20種類が定められており、産業廃棄物以外のごみが事業系一般廃棄物になります。



## 事業所から出るごみは自ら処理する責任があります

事業活動で発生したごみは、「廃棄物処理法 第3条」において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されています。

## 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は、**市が収集するごみには出せません。**事業系一般廃棄物は、次の方法で処理をお願いします。

なお、店舗併用住宅の場合は、住まいから出るごみ（家庭系ごみ）と店舗から出るごみ（事業系ごみ）に分けて処理して下さい。

- ◆ 事業者自らが、市のクリーンセンターへ搬入する。
  - ※ 搬入には、事前予約が必要です。（予約専用ダイヤル 0745-24-5489）
- ◆ 一般廃棄物処理業許可業者へ収集運搬を委託する。
  - ※ 一般廃棄物を収集運搬委託する場合は、大和高田市の許可を受けた一般廃棄物処理業許可業者に委託しなければなりません。  
（大和高田市ホームページで許可業者一覧を公開しています。裏面に記載）

### 【事業系一般廃棄物の主なもの】

紙類（事務書類、紙屑、雑誌、段ボール等）、厨芥類（残飯、食料品、魚あら、茶葉等）、天然繊維（作業服、手袋、タオル等）※化学繊維は産業廃棄物、木製品（机、椅子、棚類）など

## 産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物は、**市が収集するごみには出せません。また、市のクリーンセンターへの持込みも出来ません。**産業廃棄物を処理する責任は、その産業廃棄物を排出した事業者にあります。事業者は自らが排出する産業廃棄物を、責任をもって処理しなければなりません。また、排出事業者は、マニフェストを発行・管理する義務を負います。

- ◆ 産業廃棄物の処理は、産業廃棄物処理業許可業者に依頼して下さい。クリーンセンターでは処理出来ません。

※ 産業廃棄物処理に関することは、「一般社団法人奈良県産業廃棄物協会」にお問い合わせください。（Tel：0744-48-0077）

〔 産業廃棄物の種類と具体的な例 〕

|                 |   | 種 類                                                                | 具 体 的 な 例                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|---|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あらゆる事業活動に伴うもの   | ① | 燃え殻                                                                | 焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭                                                                                                                                                                                                            |
|                 | ② | 汚泥                                                                 | 排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物                                                                                                                                                                                                           |
|                 | ③ | 廃油                                                                 | グリス( 潤滑油)、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油                                                                                                                                                                                             |
|                 | ④ | 廃酸                                                                 | 廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液                                                                                                                                                                                                     |
|                 | ⑤ | 廃アルカリ                                                              | 廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液                                                                                                                                                                                        |
|                 | ⑥ | 廃プラスチック類                                                           | 発泡スチロールくず、合成繊維くすなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物 (合成ゴムを含む)                                                                                                                                                                           |
|                 | ⑦ | ゴムくず                                                               | 天然ゴムくず                                                                                                                                                                                                                         |
|                 | ⑧ | 金属くず                                                               | 鉄くず、アルミくすなど、不要となった金属、金属の研磨くず、切削くすなど                                                                                                                                                                                            |
|                 | ⑨ | ガラス・コンクリート・陶磁器くず                                                   | 板ガラス、ガラスくず、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど<br>コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず                                                                                                                                                                      |
|                 | ⑩ | 鉱さい                                                                | 鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど                                                                                                                                                                                                  |
|                 | ⑪ | がれき類                                                               | 工作物の新築、改築または除去にともなって生ずるコンクリートの破片、レンガの破片その他これに類する不要物                                                                                                                                                                            |
|                 | ⑫ | ばいじん                                                               | 大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん                                                                                                                                                                                |
| 排出する業種等が限定されるもの | ⑬ | 紙くず                                                                | 以下の業種から発生する紙くず<br>→建設業( 工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業<br>( 注：これ以外の業種から発生する、コピー用紙などは、事業系一般廃棄物)                                                                                                    |
|                 | ⑭ | 木くず                                                                | 以下の業種から発生する木くず、おがくず、パーク類など<br>→建設業( 工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業( 家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業<br>( 注：これ以外の業種から発生した②以外のものは、事業系一般廃棄物)<br>②貨物の流通のために使用したパレット( パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む) (注：木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません。) |
|                 | ⑮ | 繊維くず                                                               | 以下の業種から発生する天然繊維くず<br>→建設業( 工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業( 注：これ以外の業種から発生する、天然繊維製の衣服などは、事業系一般廃棄物)                                                                                                                    |
|                 | ⑯ | 動物系固形不要物                                                           | と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物                                                                                                                                                                                            |
|                 | ⑰ | 動植物性残さ                                                             | 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物 (魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど)                                                                                                                                                              |
|                 | ⑱ | 動物のふん尿                                                             | 畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿                                                                                                                                                                                                  |
|                 | ⑲ | 動物の死体                                                              | 畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体                                                                                                                                                                                                   |
|                 | ⑳ | 汚泥のコンクリート固化化物など、(1) ～(19) の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1) ～(19) に該当しないもの |                                                                                                                                                                                                                                |

大和高田市ホームページで公開している一般廃棄物処理業許可業者  
(廃棄物処理法 第7条による許可)

令和5年度 一般廃棄物収集・運搬業 搬入許可業者名簿

| 大和高田市クリーンセンター         |  | あいうえお順       |
|-----------------------|--|--------------|
| 業者名                   |  | 電話番号         |
| (株)アーケック              |  | 0745-53-7726 |
| エス・イー・イー(株)           |  | 0745-65-2033 |
| (株)エム・エンタープライズ        |  | 0745-23-3333 |
| (有)大隅興業               |  | 0745-52-0536 |
| 岡崎総合事業                |  | 0745-22-2350 |
| 近畿環境開発(株)             |  | 0745-22-3325 |
| クリーン環境                |  | 0745-23-1670 |
| 栗本SUN衛生社              |  | 0745-23-8145 |
| (有)グローバル開発            |  | 0745-69-9400 |
| 京阪総合サービス(株)           |  | 06-6955-2100 |
| 坂本清掃                  |  | 0745-65-0717 |
| (株)さざんかコーポレーション       |  | 0745-52-1077 |
| (株)ジェイ・アイ             |  | 0747-52-4870 |
| 新和開発(株)               |  | 0744-32-0181 |
| (有)當麻環境               |  | 0120-492-777 |
| (有)大和産業環境社            |  | 0745-77-1113 |
| (株)辰巳衛生社              |  | 0744-43-1032 |
| (株)中和 大和高田支店          |  | 0745-24-7705 |
| 中和環境開発                |  | 0745-23-8515 |
| 仲商店(株)                |  | 0745-53-0185 |
| 奈良県リサイクル環境衛生協同組合(魚あら) |  | 0743-63-5315 |
| (株)奈良中央環境             |  | 0120-932-315 |
| (株)奈良ビルサービス           |  | 0745-52-2681 |
| (株)奈良保健衛生社 大和高田支店     |  | 0742-33-2564 |
| (株)NANBU              |  | 0744-22-8888 |
| 日宝衛生                  |  | 0745-44-4858 |
| 八星開発                  |  | 0745-52-0808 |
| 福田開発興業                |  | 0745-51-1750 |
| (株)富士環境開発             |  | 0744-22-3506 |
| (株)文政                 |  | 0745-23-7775 |
| (株)まこと清掃社             |  | 0745-25-0720 |
| (株)増田環境               |  | 0745-52-5007 |
| 松田清掃                  |  | 0744-28-2203 |
| 南大和環境(株)              |  | 0745-65-0051 |
| 森商店(株)                |  | 0745-22-2885 |

【お問い合わせ先】

大和高田市クリーンセンター 企画整備課 0745-52-1600